

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターへの職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第8号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターへの職員の引継ぎに関する条例

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定に基づき設立する地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに係る同法第59条第1項の条例で定める県の内部組織は、鳥取県産業技術センター条例を廃止する条例（平成19年鳥取県条例第37号）による廃止前の鳥取県産業技術センター条例（平成11年鳥取県条例第36号）第1条に規定する鳥取県産業技術センターとする。

附 則

この条例は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの成立の日から施行する。